

令和5年11月1日

会員各位

陸上貨物運送事業労働災害防止協会  
滋賀県支部長 甲斐切 稔

### テールゲートリフター特別教育用テキストのお申込みについて

ご存知のとおり、労働安全衛生規則の一部を改正する省令(令和5年厚生労働省令第33号)及び安全衛生特別教育規程の一部を改正する件(令和5年厚生労働省告示第104号)が令和5年3月28日に公布され、貨物自動車に設置されているテールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業におけるテールゲートリフターの操作業務が、労働安全衛生法第59条第3項に基づく特別教育の対象となり、令和6年2月1日施行日以降は、特別教育を受けた者でなければ、テールゲートリフターを使用した荷役作業を行うことができなくなります。

この特別教育は各社で実施していただくこととなりますが、陸災防滋賀県支部では、希望される会員事業者に対し、テールゲートリフター特別教育用テキストの配布(1冊は無料)を致したく存じます。

つきましては、2冊目以降は有料となりますが、テキストをお送りさせていただきますので、必要な方は下記要領にて、令和5年11月17日(金)迄にお申込み下さいますようお願いいたします。

記

(1) 会 員 名 : \_\_\_\_\_

(2) ご担当者名 : \_\_\_\_\_

(3) テールゲートリフター特別教育用テキスト ( \_\_\_\_\_ 冊) 希望

※1冊は無料となりますが、2冊目以降は有料(1冊@890円)となります。

1冊ご希望の方は、「1冊」とご記入ください。

陸災防滋賀県支部 F A X : 0 7 7 - 5 8 5 - 8 0 1 5